

(2)市町村外転出時の特別徴収の継続

○ 特別徴収対象年金所得者が市町村の区域外に転出した場合においても当該年度中の特別徴収を継続することとする。

【現 行】 特別徴収対象年金所得者が市町村の区域外に転出した場合、市町村は年金保険者に通知し、特別徴収を停止

【改正後】 特別徴収対象年金所得者が市町村の区域外に転出した場合においても転出した日の属する年度中の特別徴収を継続
(翌年度の以降の取扱いは、下の通り)

